中小企業・小規模事業者のみなさまへ

静岡県信用保証協会のご案内

あなたの事業を応援するパートナー
静岡県信用保証協会

信用保証とは？

静岡県信用保証協会は「信用保証」を通じ、中小企業のパートナーとして経営の安定と未来の繁栄をバックアップします。

静岡県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき、昭和24年に設立された公的機関です。現在、全国に51の信用保証協会があり、協会ごとに地域に密着した保証業務を行っています。中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を調達されるとき、公的な保証人となってお借り入れをサポートします。

信用保証の仕組み

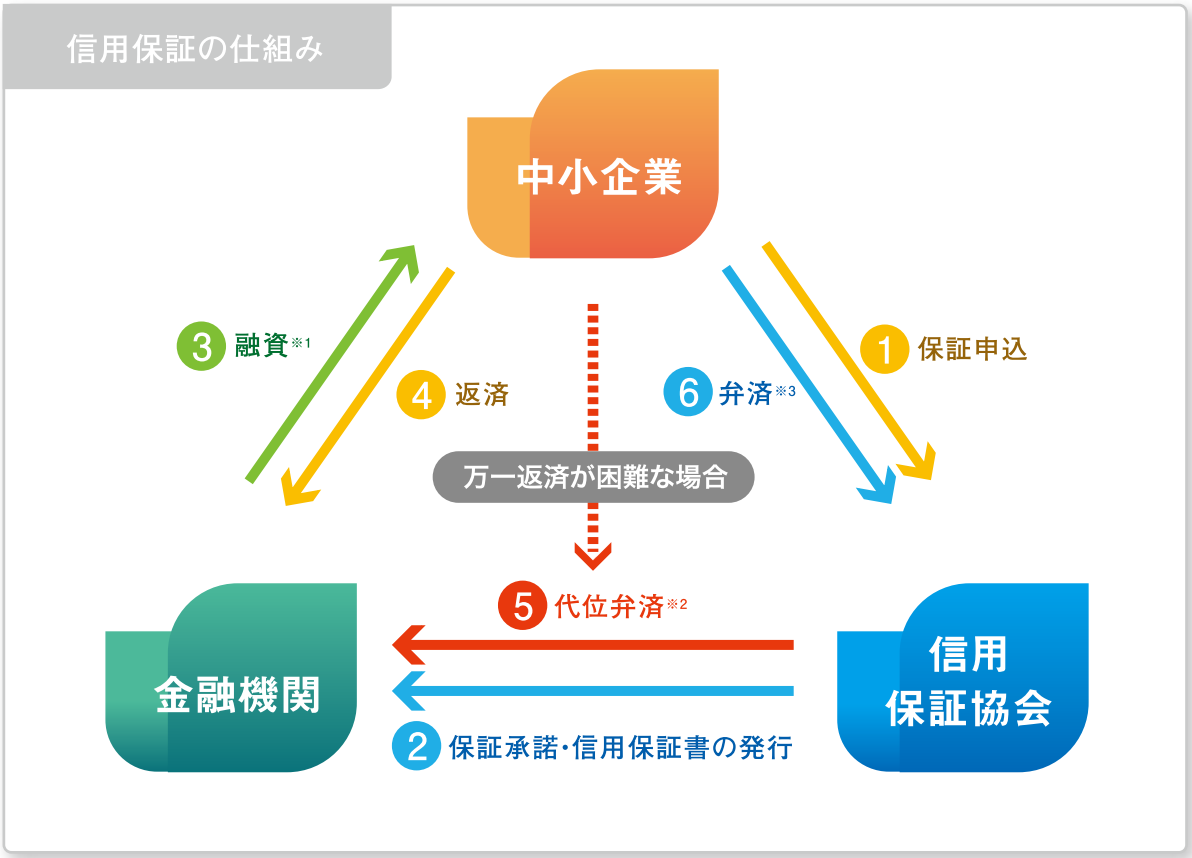

※1 金融機関が融資を行う際に、利息とは別に信用保証料をいただきます。
※2 万一、借入後の返済ができなくなった場合には、当協会がお客様に代わって金融機関へ返済します。（このことを代位弁済といいます）
※3 代位弁済後は、当協会に借入金を弁済いただきます。

◎県内中小企業“3社に1社のみなさまに”ご利用いただいております。

メリット

信用保証を利用する中小企業には こんなメリットがあります。

1 無担保でのご利用が可能です。

不動産担保に過度に依存しない保証の推進に努めています。

2 原則、第三者保証人は不要です。

さらに、経営者保証を不要とする取扱いもあります。

3 金融機関からの借り入れ枠の拡大が図れます。

取引金融機関のプロパー融資と保証付き融資とを併用することで借り入れ枠の拡大が図れます。

4 ニーズに応じた各種保証制度をご利用いただけます。

お客様の様々な資金ニーズに応じた保証制度をご用意しております。
また貸出金利等が優遇された県・市町の融資制度もご利用いただけます。

5 幅広いご相談にお応えします。

お気軽にご相談いただくことができる公的機関です。
関係機関の紹介をはじめ、関係機関とのネットワークを活かし、幅広いご相談にお応えします。

◎ご利用いただける中小企業の方

県内に事業所、住所もしくは居所を有する中小企業の方で、常時使用する従業員または資本金のいずれか一方が次に該当していれば対象となります。

業　種	資本金	従業員数
製造業など（建設業・運送業・不動産業を含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	ー	300人以下

※ほとんどの業種が対象となりますが、農業・林業・漁業、性風俗関連特殊営業、その他一部の業種は対象となりません。
許認可等が必要な事業を営んでいる場合は、その許認可等を受けていることが必要です。

⚠ ご注意

※保証申込には審査がございます。審査の結果お客様のご希望に添えないこともあります。
※金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。※反社会的勢力とは取引いたしません。

企業の創業から安定経営、ステップアップまで
きめ細かなニーズにお応えいたします。

◎信用保証の内容

保証限度額	2億8,000万円 ※この他に国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は別枠で保証のご利用ができます。
資金使途	事業に必要な運転資金・設備資金
保証期間	保証制度によって異なる
担保	原則として保証合計額が8,000万円を超える場合は担保が必要
連帯保証人	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要

◎信用保証料

信用保証料は、借入金額、信用保証料率、保証期間、返済方法によって決まります。
信用保証料率は皆さまの経営状況に応じて9区分の料率が適用されます。

（単位:%）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
〈 特殊保証 〉	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証など一律の保証料率が適用される保証制度もあります。
※特殊保証とは、手形等割引根保証、事業者カードローン、当座貸越根保証等を指します。

◎企業のライフステージに応じた豊富なメニュー

創業期の方へ

- 経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証」
- 長期で固定・低金利の県制度融資「開業パワーアップ支援資金」

発展期の方へ

- 小規模事業者の持続的発展を支援する「小口零細企業保証」
- 資金ニーズに合わせ反復利用ができる「当座貸越根保証」

危機時の対応

- 大規模災害や経済危機時のための「危機関連保証」「セーフティネット保証」
- 迅速な復旧のための事前保証予約制度「BCP特別保証」

その他にも、様々な支援メニューを取りそろえています。

もっと教えて！

信用保証のQ&A

Q1 信用保証協会を利用したいのですが、どうすればよいですか？

A1 現在お取引のある金融機関か直接当協会の窓口にご相談ください。
ご相談は**無料**です。

Q2 信用保証協会を利用するには費用がかかりますか？

A2 保証利用に際して、当協会が中小企業の皆さまからいただくのは**『信用保証料』**だけです。
金融機関から融資を受けるまでは一切かかりません。
また、融資実行後も金融・経営相談を**無料**でご利用いただけます。

Q3 信用保証を申し込んだ後、どのような審査がありますか？

A3 申込書類、決算書に基づき審査を行います。
必要に応じて営業場所を訪問し、お話を伺うこともあります。

Q4 事業をはじめたばかりなのですが、信用保証の申込はできますか？

A4 創業されたばかりの方はもちろん、これから創業される方もお申込みいただけます。
当協会では保証メニューに**「創業関連保証」**もご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

無料経営相談を毎日実施中

当協会の本支店で、中小企業者様のお悩みを解決するための無料経営相談を毎日実施しています。
特に、**毎週木曜日は受付時間を19時まで延長**してご相談にお応えします。
ご相談には、中小企業診断士の資格を有する職員や
経験豊富な職員がお応えしますので、お気軽にご相談ください。

ご相談窓口のご案内

詳しくは、お近くの事業所までご相談ください。
担当エリアは以下のとおりです。

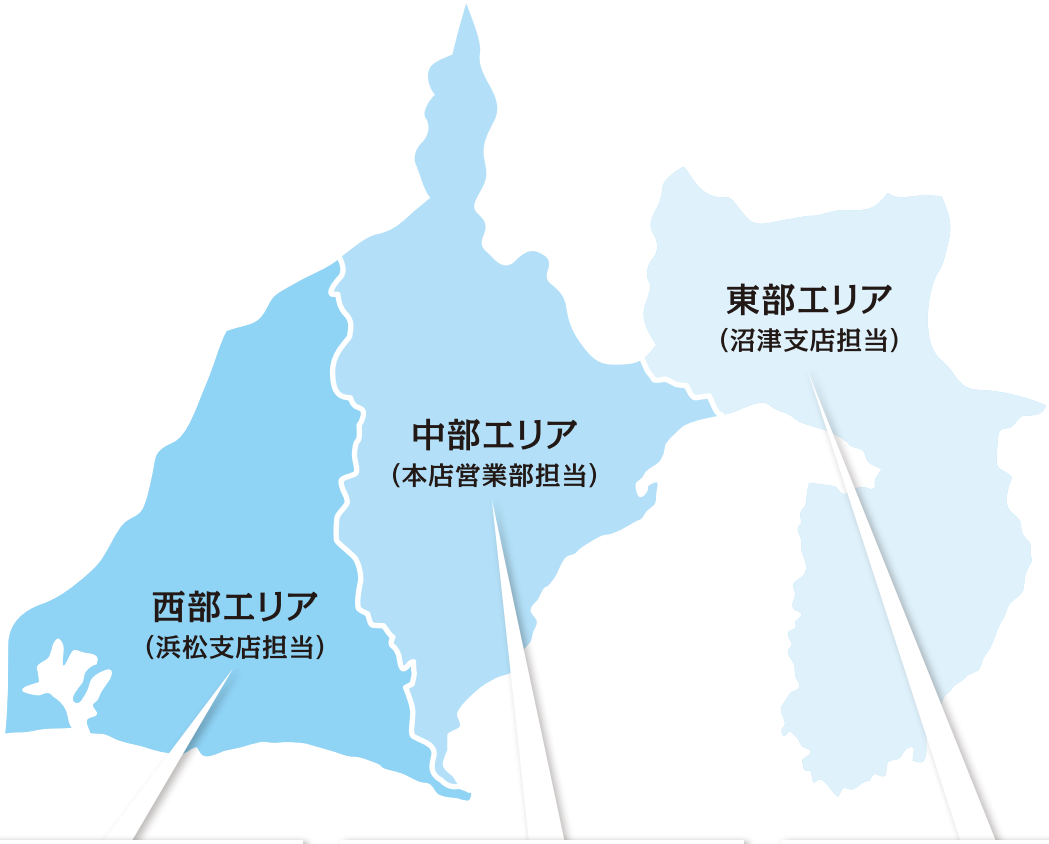

浜松支店

浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

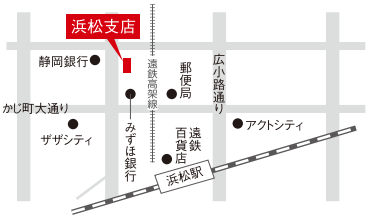

TEL（053）458-1212

〒430-8666 浜松市中央区田町330-5
（遠鉄田町ビル6F）

本店営業部

静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町

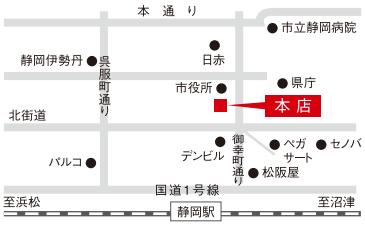

TEL（054）252-2121

〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4
（アーバンネット静岡追手町ビル5F）

沼津支店

沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町

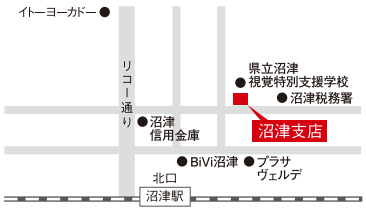

TEL（055）926-0100

〒410-8691 沼津市米山町6-5
（沼津商工会議所会館3F）

2024年7月1日現在

https://www.cgc-shizuoka.or.jp　静岡 保証　検　索